

スタディルーム学習指導業務委託仕様書

1 業務名称 スタディルーム学習指導業務

2 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 履行場所 箕面市立豊川北小学校（箕面市粟生間谷西4丁目3番1号）

4 事業目的

箕面市立豊川北小学校（以下「学校」という。）において、放課後の自学自習の場（以下「スタディルーム」という。）を管理するとともに、来室する児童に対し学習指導、学力支援を行い学力の向上を図る。

5 業務内容

実施する業務内容は、以下のとおりとする。

（1）概要

宿題や自学自習に取り組む児童のために、落ち着いて勉強ができるスタディルームを提供するとともに、参加児童の基礎学力の定着や学び直しに係る学習支援を行う。（自由参加・申込み不要・利用料無料とする。）

（2）基本的な業務内容

実施日と実施時間	給食のある平日：授業終了後から 17:00（※） （※）冬季期間（11/1～1/31）は、16:30 までとする。
業務内容	1) スタディルームを児童に開放すること。 2) 自学自習の学習環境を維持管理すること。 3) 児童に対して、基礎学力の定着や学び直しに係る学習支援を行うこと。 4) 安全指導を実施すること。 5) 利用児童名及び利用児童の出欠管理を行うこと
対象児童	実施校に在籍する小学1年生から小学6年生までの全児童
利用申し込み	不要
定員	無し（ただし、利用状況に応じ、安全管理上の入室制限等の対応を行うことは可能）
利用教室	学校長が指定する教室

（3）学校との面談

児童の状況について、連携を図るため、学校との面談を学期に1回以上実施し、状況を共有するとともに、学習支援内容を検討すること。

（4）報告書の作成

① 学校との面談の報告書及び指導員の業務日誌を作成すること。（学習支援の内容、児童の様子等を記入すること。）

- ② 月例の事業報告書を作成し、市に報告すること。
 - ③ 事業検証に必要なデータや実践事例等について、適宜、市に情報提供を行うこと。
- (5) その他
- ① 業務の遂行に当たっては、労働基準法、個人情報保護法等関係法令を遵守し、目的に沿った運営を行うこと。
 - ② 効率的かつ効果的な運営に努めること。
 - ③ 学校及び新放課後モデル事業の統括責任者であるコーディネーターと綿密に報告・連絡・相談・調整を行うこと。
 - ④ 利用児童の安全管理を徹底すること。
 - ⑤ 万が一の事故、児童の怪我、急病等が発生した場合は、適切な初期対応を実施の上、遅滞なく学校及びコーディネーター、市に報告すること。
 - ⑥ 児童の健康状態の把握に努めること。体調がすぐれない様子の児童には、安静を促すとともに、必要に応じて学校または、コーディネーターへ連絡すること。
 - ⑦ 支援が必要な児童の受け入れを行うこと。支援が必要な児童の特性については、予め学校及びコーディネーターと情報を共有すること。受け入れに際しては、学校及びコーディネーターと事前に打合せを行うこと。また、指導員に対して必要な研修を行うこと。
 - ⑧ 全ての指導員に対し、防災、避難、救命救急、不審者対策、感染症対策等の児童集団の管理に必要な訓練を行い、緊急時に適切な対応を行えるようにすること。
 - ⑨ 業務遂行上の偶然な事故や物損等に備え、必要な補償を備える保険に加入すること。
 - ⑩ データ、紙媒体等により、保護者・児童に対し定期的な情報発信を行うための資料を作成すること。
 - ⑪ 利用関係者の意見要望等を集約する方法を準備し、適宜、本事業の管理・運営の参考とすること。
 - ⑫ 利用関係者からの相談、問合せ、苦情に適切に対応し、遅滞なく学校及びコーディネーター、市に報告すること。なお、学校及びコーディネーター、市からの問合せ先として、指導員は携帯電話を所持すること。
 - ⑬ 行政機関、議員等からの視察、見学、参観等の受入を行うこと。
 - ⑭ 備品類について、適切な維持管理を行うこと。また、必要に応じて簡易な修繕を実施すること。

6 開室日数等

(1) 開室日数：年間198日（予定）

4月	14日	7月	13日	10月	22日	1月	14日
5月	18日	8月	3日	11月	19日	2月	18日
6月	22日	9月	20日	12月	18日	3月	17日

(2) 長期休業日は箕面市立学校管理運営規則に定めるとおり。

（令和2年度予定：春季休業日4/1～4/7、夏季休業日7/21～8/25、冬季休業日12/25～1/7、春季休業日3/25～3/31）

- (3) 学校給食の提供は、概ね、始業日の翌日（4月のみ翌々日）から開始し、終業（修了）日の前日までとなる。
- (4) 学校行事等により、実施日を変更する必要がある場合は、学校及びコーディネーターと協議すること。

7 警報・学校閉鎖等の対応

(1) 暴風警報、大雨警報、特別警報発令時

発令時刻	対応内容
午前9時までに解除	児童は登校するので、通常実施
午前9時以降に解除	学校が休校となるので、事業中止
児童登校後の警報発令	状況に応じ、学校及びコーディネーターと協議の上、事業を中止できる。

(2) 学校閉鎖時の対応

閉鎖決定日を含む閉鎖期間中、事業中止

8 事業に伴う組織体制

(1) 人員体制

名称	配置人数
運営責任者	1名
指導員	1名以上配置
① 指導員の配置状況について市に報告すること。 （報告に際しては名前、性別、年齢、連絡先、資格の内容が分かる名簿を提出すること。） ② 年度途中で人員に変更があった場合は、速やかに市に報告すること。	

(2) 職務内容

名称	職務内容
運営責任者	① 運営状況を把握し、指導員に指導・助言を行う。 ② 指導員の研修会を企画、実施する。 ③ 学校及びコーディネーター、市との連絡調整 ④ その他業務遂行上必要な事項
指導員	① スタディールームの運営及び環境整備 ② スタディールーム参加児童への学習支援、安全管理 ③ 学校及びコーディネーターとの連絡調整 ④ その他業務遂行上必要な事項

9 研修

事業者は、運営責任者及び指導員が、次に挙げる知識を修得する研修を実施しなければなら

ない。研修実施にあたっては実施計画を策定し、研修終了後は報告書を市に提出すること。

(1) 運営責任者に対する研修

- ① 本事業の趣旨、目的、業務内容及び服務規律について
- ② 障害児への理解と対応について
- ③ 学校、利用関係者との調整、連携について
- ④ 防災、救命救急、不審者対策、感染症対策等の児童集団の管理に必要な知識やスキルについて
- ⑤ 利用児童の状況を把握し、学習支援の方針を立てるための知識やスキルについて

(2) 指導員に対する研修

- ① 本事業の趣旨、目的、業務内容及び服務規律について
- ② 児童に対する接し方について
- ③ 障害児への理解と対応について
- ④ 児童に対する学習支援スキルについて
- ⑤ 学校、利用関係者との調整、連携について
- ⑥ 防災、救命救急、不審者対策、感染症対策等の児童集団の管理に必要な知識やスキルについて
- ⑦ 派遣先での実践的な内容について

(3) 全スタッフを対象とした定期的な研修

- ① 事例検討などによる適切な学習支援の在り方について
- ② 人権及びその他業務遂行上必要な内容等について

10 再委託

本事業の再委託については、次に定めるものに限り可能とする。

- (1) 運営責任者及び指導員に対する研修
- (2) その他市と協議の上、定めたもの

11 本事業の引継ぎ

- (1) 契約終了時においては次期事業者との引継ぎを十分に実施すること。
- (2) 事業者の交代に伴う、利用関係者の混乱を最小限に防ぐことに留意し、その対策を講じること。
- (3) 引継ぎに係る費用は受託事業者が負担すること。

12 任意の提案

前記5に記載した業務内容以外に、本事業の趣旨に沿った事業を提案することができる。

なお、提案については事業者が別途必要な費用を独自に徴収できるものとするが、実施については市と協議の上、行うこと。

13 費用の負担

本事業の運営に係る経費（賃金、消耗品費、印刷製本費等）は、受託事業者が負担し、市からの委託料で賄うものとする。

14 委託料の支払い

委託料は、履行期間終了後、実績報告に応じて支払うものとする。

15 守秘義務

本事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。委託の期間が満了し、又はその職を退いた後も、同様とする。

16 個人情報の保護

- (1) 本事業に従事する者は、箕面市個人情報保護条例及び同規則を遵守すること。
- (2) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

17 暴力団等の排除

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受託事業者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受託事業者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、市は受託事業者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結

受託事業者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出

- ① 受託事業者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ② 受託事業者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を徴収して、市へ提出しなければならない。
- ③ 受託事業者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受託事業者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ② 受託事業者は、再委託先等が暴力団関係者から不当介入を受けたときは、直ちに市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③市は、受託事業者が市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を行うことができる。

18 本仕様書に定めのない事項について

この仕様書に定めのない事項については、市と受託事業者が協議して定めるものとする。